

旭川ICT協議会 会則

(目的・設置)

第1条 地域発の情報化の推進という理念のもと、「産・学・官」の垣根を越えて連携し、研修・研究・交流等により技術レベルの向上を図り、新たな事業の創出と地域活性化を図ることを目的とするため、「産・学・官」の連携による旭川ICT協議会（以下、「本会」という）を置く。

(事業)

第2条 本会は、第1条の目的を達成するために次の事業を行う。

- (1) 地域の情報通信に関する技術向上及びその活用に関する事項。
- (2) その他、目的達成に必要な事項。

(構成)

第3条 本会は、目的に賛同する産・学・官の各分野の関係者をもって構成する。

(入会)

第4条 第1条の目的に賛同し、新たに本会に入会を希望する者は、その旨書面をもって、会長に申し出るものとする。

- 2 前項の申し出を受けたときは、会長は別に定める細則により入会を認めることができる。

(退会)

第5条 本会の退会は、書面をもって会長に申し出た日をもって退会とする。

- 2 会長は、前項の規定に関わらず、会費の納入がなく、かつ、1年以上の期間において各種事業への出欠連絡がない会員を退会とすることができる。

(役員)

第6条 本会に、次の役員を置き、任期は2年とする。ただし再任は妨げない。

- (1) 会長 1名
- (2) 運営委員 5名程度
- (3) 監事 2名

- 2 会長は、総会において選出する。
- 3 運営委員は、会長が任命する。
- 4 監事は、総会において選任する。
- 5 会長は、指導・助言を受けるため名誉顧問、顧問及びアドバイザーを置くことができる。名誉顧問、顧問及びアドバイザーは任期を設けず、会長が都度継続の判断をする。

(役員の仕事)

第7条 会長は、会務を総括し、本会を代表する。

- 2 会長に事故のあるときは、運営委員長がその職務を代理する。
- 3 運営委員は、会務を処理する。
- 4 監事は、会計の監査にあたる。

(総会)

第8条 総会は、会員をもって構成し、議決は出席者の過半数の賛同によるものとする。

会長は、必要があると認めるときは会員以外の者の出席を求め、意見を聴くことができる。総会は、以下の事項について議決する。

- (1) 会則の変更
- (2) 活動計画及び収支予算
- (3) 活動報告及び収支決算
- (4) その他運営に関する重要事項

(運営委員会)

第9条 本会に、運営委員会を置く。

- 2 会長は、運営委員の中から運営委員長を任命する。また、運営副委員長を若干名任命することができる。
- 3 運営委員会は、事業を推進するに必要な案件及び委員長が必要と認める案件を審議する。
- 4 運営委員長は、会議の議長となり、会務を総括する。
- 5 運営委員長は、必要があると認めるときは運営委員以外の者の出席を求め、意見を聴くことができる。
- 6 運営副委員長は、運営委員長を補佐し、または職務の代理をすることができる。

(招 集)

第10条 運営委員会は、運営委員長が招集する。

(会 議)

第11条 運営委員会は、運営委員の過半数の出席により開催する。

(部 会)

第12条 本会の事業推進のため、目的毎に部会を設置する。

(会 費)

第13条 協議会運営費として、会費を徴収することができる。

- 2 会費の金額等は、会長が別に定める細則による。

(会 計)

第14条 本会の会計は、年会費、協賛金、交流会参加費、その他の収入をもって、これにあてる。

- 2 本会の会計年度は、毎年4月1日から翌年の3月31日までとする。

(事務局)

第15条 本会の事務を処理するために、事務局を設置する。

(雑 則)

第16条 この会則に定めるもののほか、必要な細則は運営委員会の議決を経て会長が別に定める。

附 則

この会則は、平成17年5月11日から施行する。

附 則

この会則は、令和7年6月6日から施行する。

旭川ICT協議会 細則

(入 会)

1 本会における会員は、下記のとおりとする。

法人会員 …本会の活動に参画出来る法人、企業、団体等の会員をいう。

個人会員 …本会の活動に参画出来る個人の会員をいう。

2 前項に規定する会員の他、本会の事業の運営に協力をする企業として、賛助会員をおくことができる。

(会 費)

本会における会費は、会員区分ごとに下記のとおりとする。ただし、会長が認める場合はこのかぎりでない。

法人会員 …20,000円

個人会員 … 5,000円

賛助会員 …30,000円

(役員任期)

本会の役員任期は2年とする。ただし、欠員が生じた場合の補充または増員により選任された役員任期は、前任者または現任者の残任期間とする。

附 則

この細則は、平成17年5月11日から施行する。

附 則

この細則は、平成18年6月7日から施行する。

附 則

この細則は、平成19年7月3日から施行する。

附 則

この細則は、平成23年6月17日から施行する。

附 則

この細則は、平成25年6月21日から施行する。

附 則

この細則は、令和7年6月6日から施行する。